

民主化闘争情報

No. 908
2014年8月5日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

「京浜東北・根岸線の乗務員基地再編成問題」を巡り、JR東日本とJR総連・東労組が大きく対立している。JR東労組・東京地本は、5月16日付で、団体交渉の促進等を求めて東京都労働委員会にあっせん申請をおこなった。これに対して6月4日にJR東日本・東京支社は「貴組合の合意を必要としない」などとする回答書を提出、JR東労組・東京地本は「誠実な姿勢を見せず、事実と異なる答弁書」と指摘するなど、泥沼の様相を呈している。

「京浜東北・根岸線の乗務員基地再編成問題」 JR東日本・東京支社は回答書で、あっせん申請を一蹴！

JR東労組・東京地本のホームページによると、東労組・東京地本のあっせん申請に対して、会社側から6月4日、回答書が提出された模様だ。その内容は、「貴組合の合意を必要としない」と指摘するなど、東労組・東京地本の申請を一蹴している。

回答書 (一部抜粋)

貴組合があっせん事項として指摘する(中略)個々の人事異動については、貴組合の「合意」を必要としないことは明らかです…貴組合との間においていつでも団体交渉に応じる所存であり、貴組合におかれても、速やかに協議の席につくよう要請する次第です。会社の意見を付したメモの案を提示したにもかかわらず、貴組合は受取りを拒否したものであり、これによって(中略)団体交渉を行えない理由はありません。

貴組合に対し、候補日時を複数示して団体交渉を行う旨を通知しましたが、貴組合がこれに応じなかった…

東京支社・総務部長名で強気な見解を表明！

さらに、6月20日には、東京支社総務部長名であっせん申請に対する見解を社員向けに発した。東京都労働委員会の審理が始まった矢先に、支社総務部長名で見解を発することは異例の事態とも言え、会社側の強気な姿勢が伺える。

浦和電車区事件の地位確認訴訟、八王子掲示物撤去事件など、これまでもJR東日本は、JR東労組に対して是々非々で対応を行ってきたが、JR東日本とJR東労組の亀裂は深まるばかりのようだ。このまま労使共同宣言の破棄へと向かうのであろうか！？

「京浜東北・根岸線の乗務員基地再編成」にかかるあっせん申請に対する見解 (一部抜粋)

(中略) 会社は、この間「解明申入れ(東地申第45号)」にかかる団体交渉の実施を拒否していることは全くありません。

むしろ組合に対して、土日も含めた具体的な交渉日時を複数案示すなどして、くり返し誠実に団体交渉に応じる意思があることを伝え、団体交渉の実施を強く要請してきたにもかかわらず、組合がこれに応じようとしないうまま、あっせん申請に至ったことは、既に6月4日に組合に手交した「回答書」において指摘したとおりであります。このように、会社は誠実に対応しているところであり、ここにその「回答書」を添付して、社員みなさんに事情を明らかにします。

平成26年6月20日 東京支社総務部長

**組合員不在の労使対立！
安心できる職場の構築にむけてJR連合に結集しよう！**